

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 3 月 24 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C E の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～16 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑮及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

- ⑪ 公共空間リソース利活用勉強会
  - ・船場町 1 号線・6 号線 (クロスロード：別紙 12)
- ⑫ 鳥町まちづくり会議推進協議会
  - ・魚町 11 号線 (別紙 13)
- ⑬ 「つながる絆！八幡」実行委員会
  - ・八幡停車場線 (さわらび通り：別紙 14)
- ⑭ 門司港レトロ倶楽部
  - ・東港町 2 号線・5 号線 (別紙 15)
- ⑮ 門司港レトロ倶楽部
  - ・西海岸 7 号線 (大連通り：別紙 16)

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：N P O 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、福岡市及び北九州市が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(7) 名称：ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業

内容：ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

北九州市内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護職員の補助等を行うロボットの実証を行う場合、2つのユニットにそれぞれ独立して設置された「共同生活室」を一体的に利用できることとする。

【平成28年7月より実施】

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

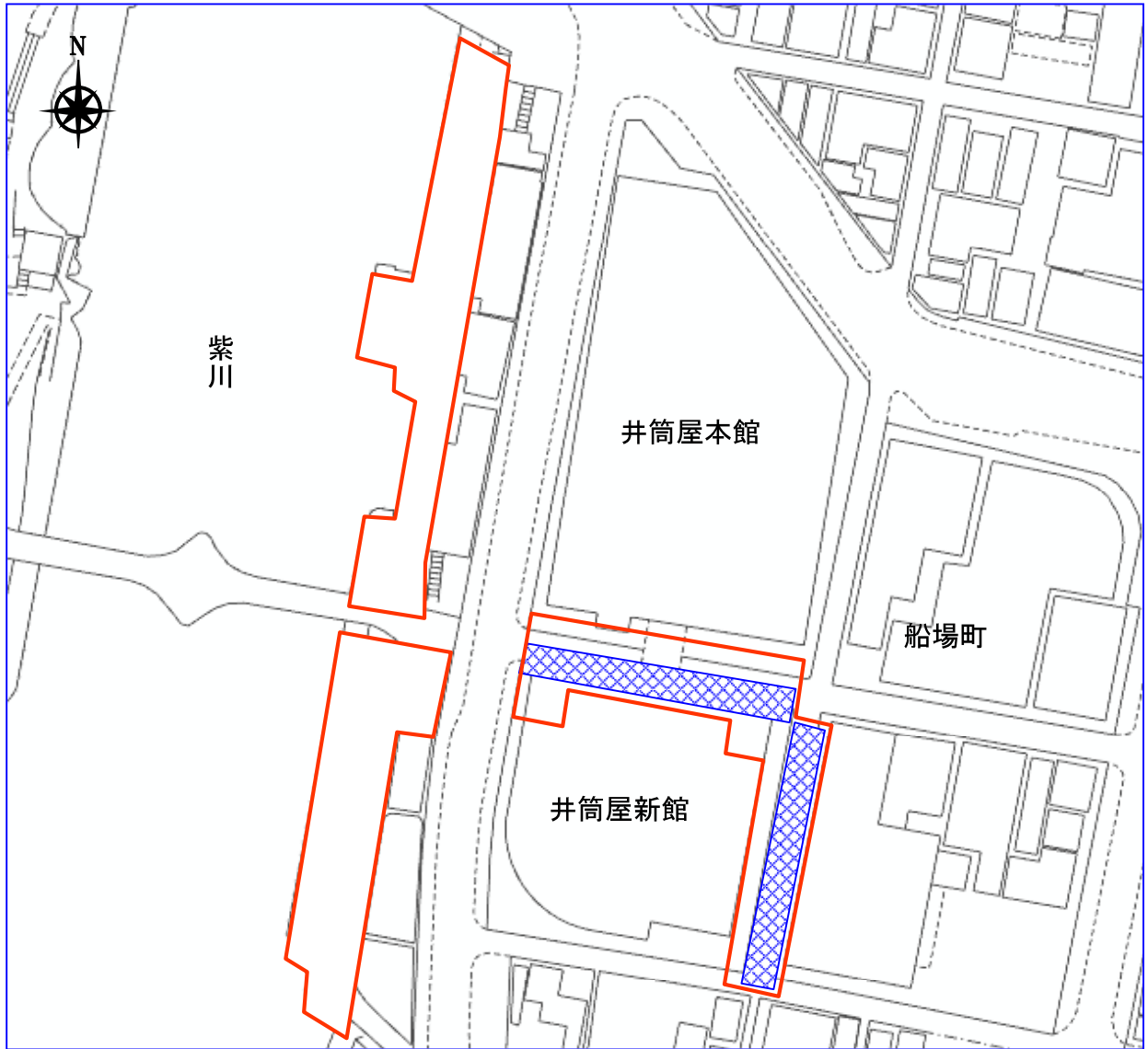
(1) 名称：高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置

内容：シティハローワーク・ウェルとばた（北九州市戸畑区）内において、高年齢者等の多様な雇用・就業機会を確保するため、50歳以上の中高年齢者等の就職支援を重点的に実施する「シニア・ハローワーク」を設置する。

【平成28年8月に設置】


## 別紙 12 国家戦略道路占用事業の適用区域

### 船場町 1 号線・6 号線（クロスロード）



#### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

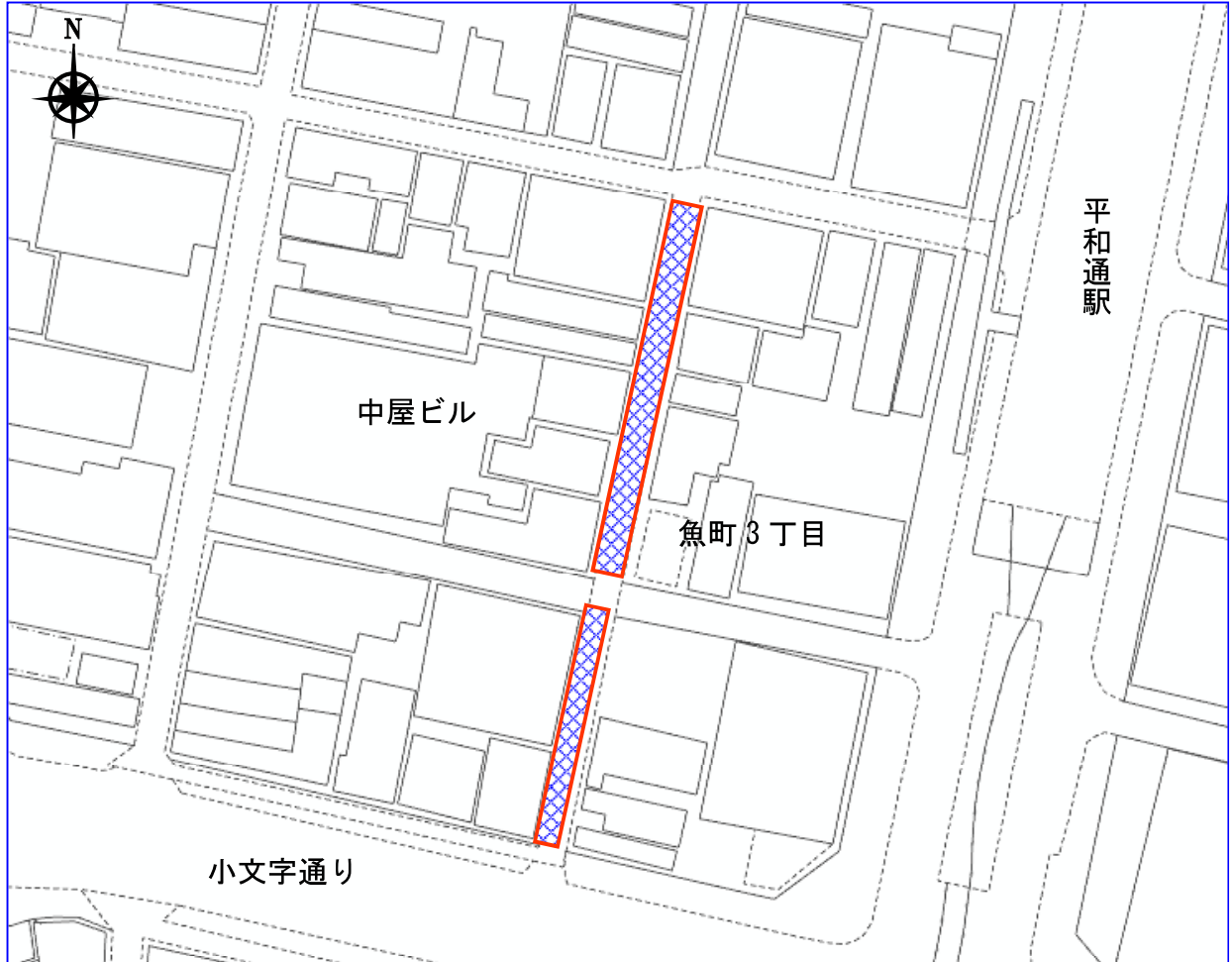
道路部分 

#### 位置図




# 別紙 13 国家戦略道路占用事業の適用区域


## 魚町 11 号線



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

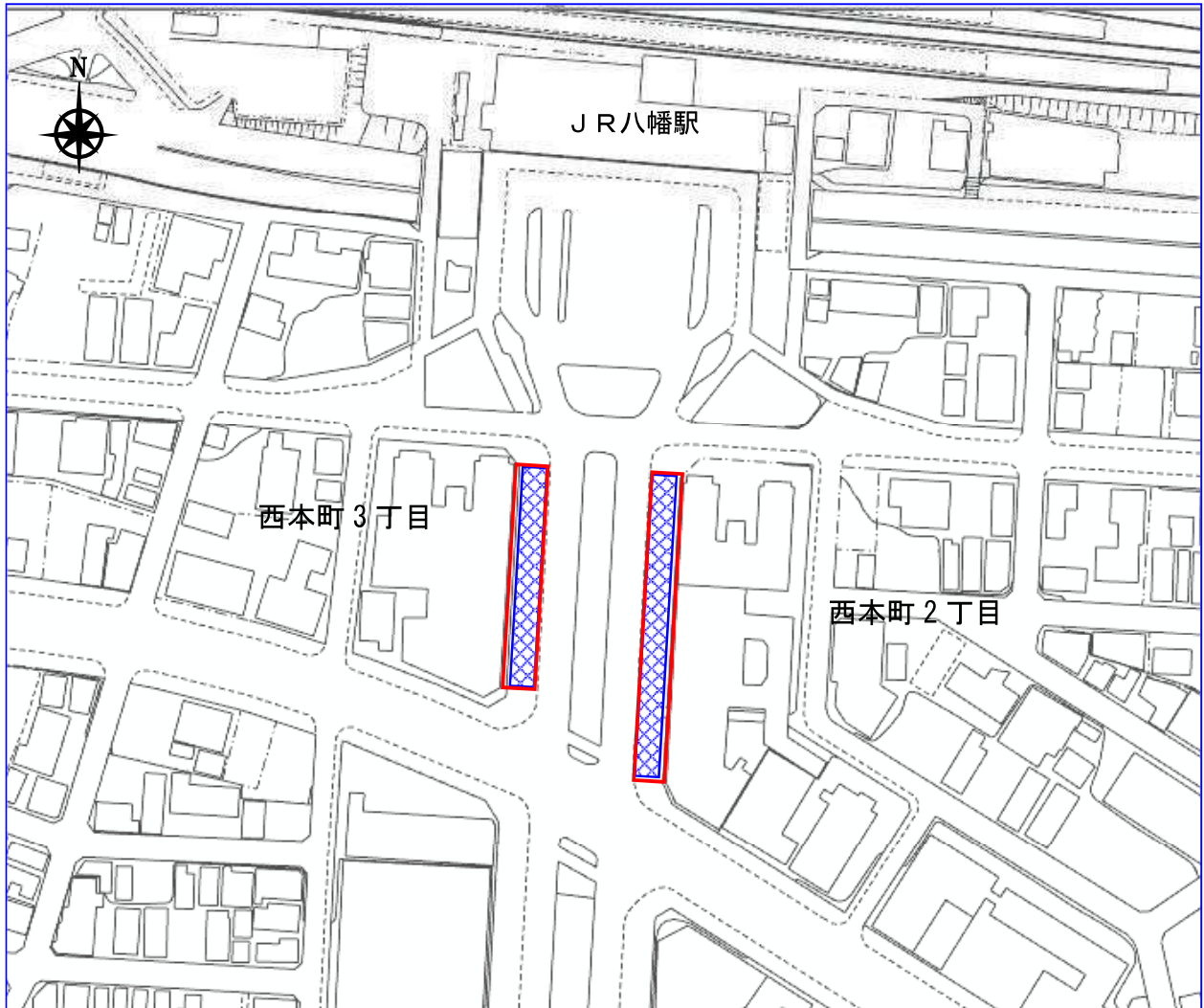
道路部分 

### 位置図




# 別紙 14 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 八幡停車場線（さわらび通り）



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

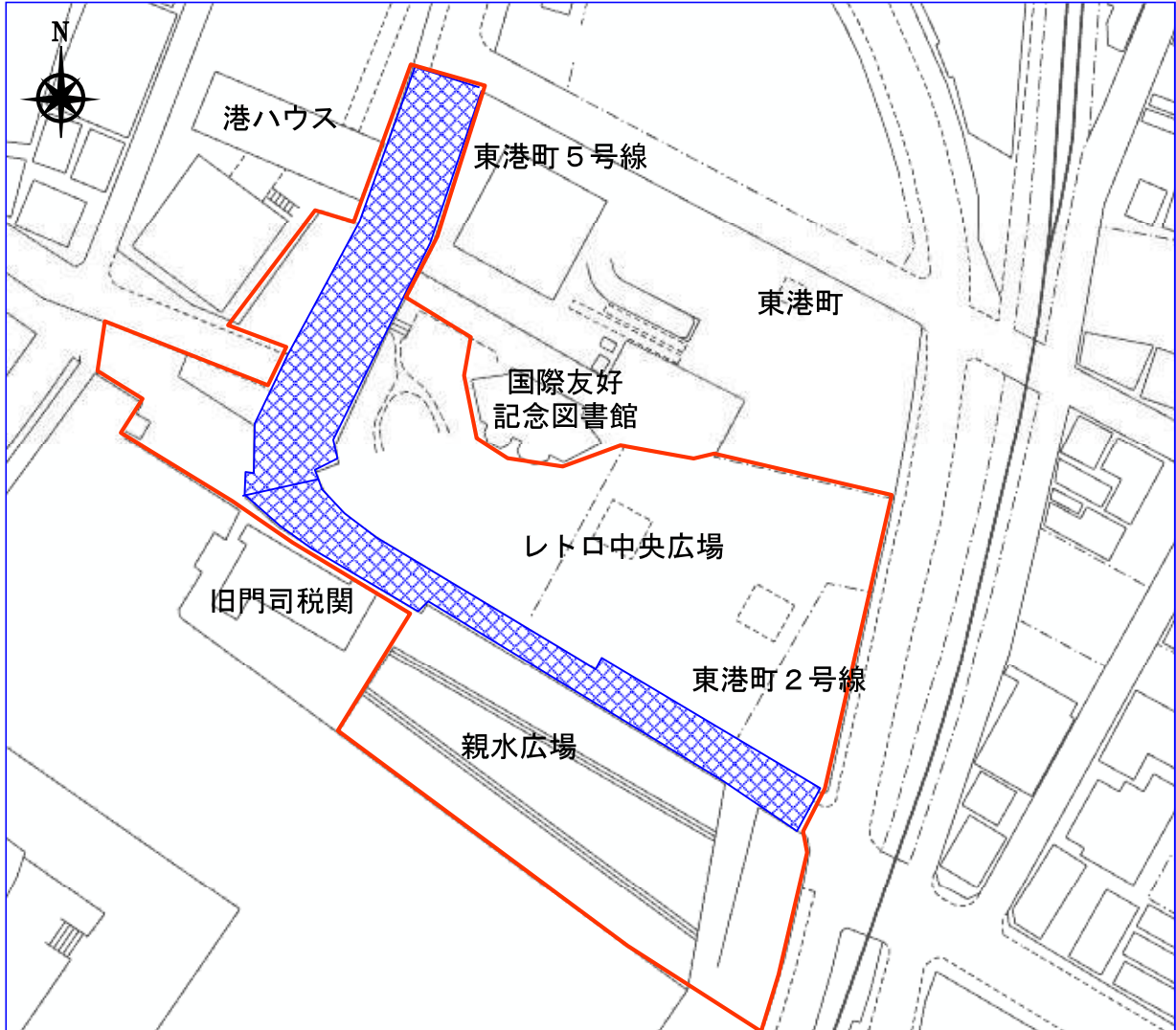
道路部分 

### 位置図




# 別紙 15 国家戦略道路占用事業の適用区域


## 東港町 2 号線・5 号線



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域 

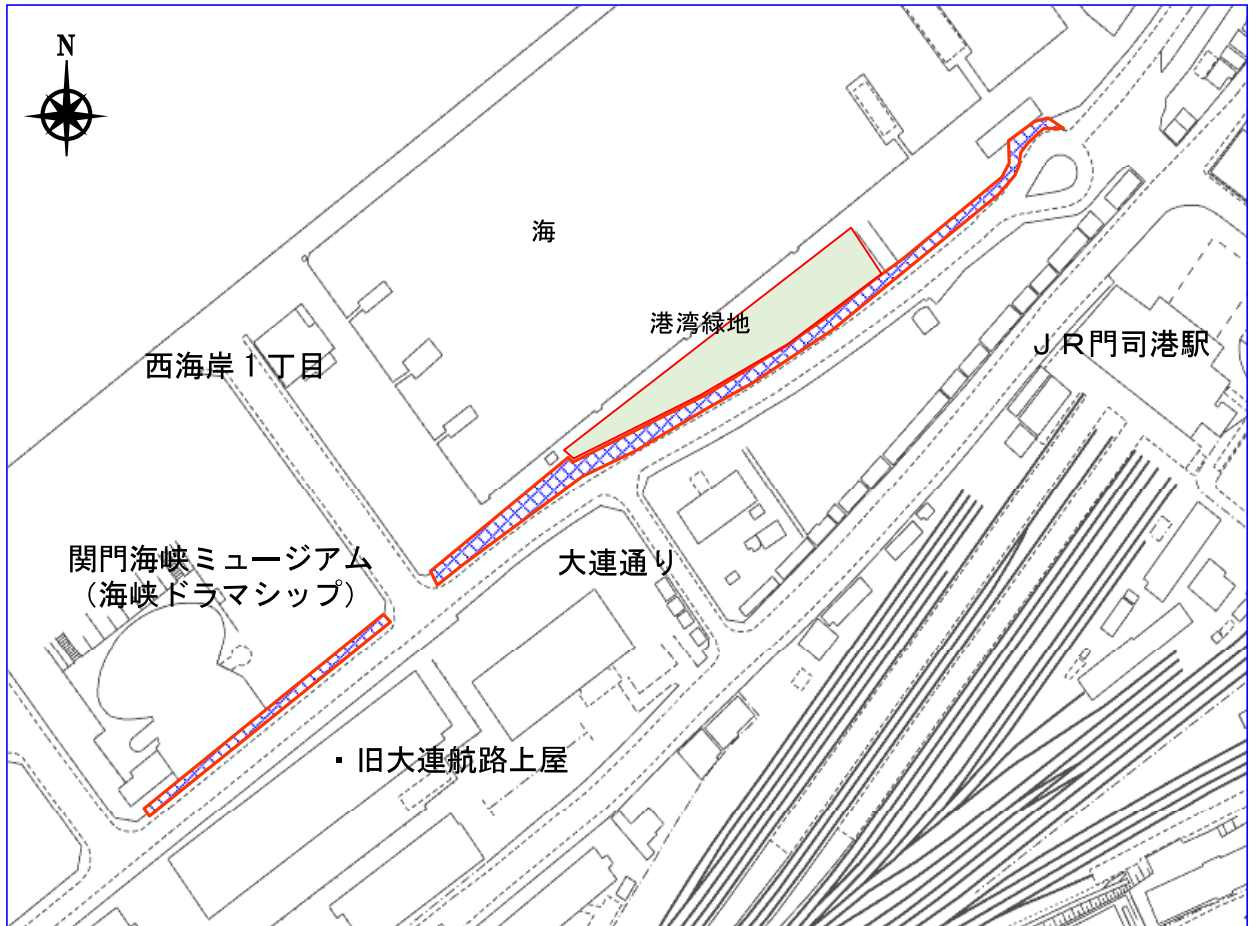
道路部分 

### 位置図



# 別紙 16 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 西海岸 7 号線（大連通り）



### 【事業の実施時期】

イベント等開催日及び土日祝日を実施可能日とする

位置図

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分

